

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市の「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障がい者支援施設等に準ずる者の認定基準(以下「認定基準」という。)」に基づき、事業者の認定事務の取扱いについて定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 認定を受けようとする事業者は、認定申請書(様式第1号)、要件確認申立書(様式第1-②号)及び様式第1号に記載している添付資料を高槻市長に提出しなければならない。

(認定の決定)

第3条 高槻市長は、認定基準に基づき、認定をしたときは認定通知書(様式第2号)により、認定しないこととしたときは不認定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(認定事業者の公表)

第4条 高槻市長は、認定を受けた事業者について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第5条 認定を受けた事業者は、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届(様式4号)により、高槻市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第6条 認定を受けた事業者が、認定を辞退するときは、辞退届(様式第5号)により、高槻市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第7条 高槻市長は、認定事業者としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取消することができる。

- (1) 認定基準に定める要件を欠いたとき。
- (2) 営業を廃止又は休止したとき。
- (3) 申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。
- (4) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- (5) 他の認定事業者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- (6) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。
- (7) その他、認定にふさわしくないと高槻市長が認めるとき。

2 高槻市長は、前項の規定に基づき、認定を取消すこととしたときは、速やかに認定

取消し通知書（様式第6号）により、当該認定施設に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（実地調査）

第8条 高槻市長は、認定基準に該当することを確認するために必要と認めるときは、申請者又は認定を受けた事業者を訪問し、現場の確認及び聞き取り等の実地調査を行うことができるものとする。

（報告）

第9条 認定事業者は、高槻市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

（事務）

第10条 この要綱に関する事務は、障がい福祉課において実施する。

附則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整のうえ、新要綱の様式により作成された用紙として使用することができる。